

入札保証金説明書

1. 入札保証金の額

見積る金額を契約期間の月数（48 ヶ月）で除して得た金額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。

令和 5 年 1 月 13 日（金）午後 5 時までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

2. 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。

3. 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供

保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 5 年 1 月 16 日（月）午前 10 時までに提出した場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

※ 現金で入札保証金を納付する場合、受発注者共に手続きが複雑になるので、なるべく入札保証金の免除に係る手続きをとってくださるようお願いいたします。

4. 現金で納付する場合の納付方法

納付方法	(1) 入札保証金発行依頼書(様式第 5 号)に必要事項を記入し、入札参加資格登録申請書と合わせて沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課担当者へ提出すること。 (2) 入札保証金納付書発行依頼書に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課担当者へ速やかに呈示すること。
納付場所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、 沖縄県労働金庫、農業協同組合（県内）、 商工組合中央金庫那覇支店、 指定されたみずほ銀行
納付期間	令和 4 年 1 月 11 日（水）から 令和 5 年 1 月 13 日（金）午後 4 時まで
還付方法	入札終了後、入札保証金還付請求書(様式第 6 号)を提出し、 3 月末日に指定された口座へ振り込み

5. 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債及び地方債

担保の価値：額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券

担保の価値：額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
担保の価値：小切手金額

(4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値：手形金額（その手形の満期の日が該当手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値：当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。）

(6) 契約担当者が確実に認める社債

6. 同種・同規模契約の履行実績による入札保証金の免除

国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに入札保証金を免除する。同種・同規模契約の履行実績を証する資料（第2号様式）を記載して提出すること。